

ID: 240

担当部署: 上下水道課

処分の概要	分担金の徴収猶予		
例規名 根拠条項	聖籠町公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例 第10条		
例規番号	平成21年 条例第15号		
<p>【根拠条文】 (分担金の徴収猶予) 第十条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、分担金の徴収を猶予することができる。</p> <p>一 受益者の所有又は地上権等を有する土地が係争中であるため、徴収を猶予することが適当であると認められるとき。</p> <p>二 受益者の所有又は地上権等を有する土地等の状況により、徴収を猶予することが適当であると認められるとき。</p> <p>三 受益者に災害、その他の事由が生じたことにより分担金を納付することが困難であるため、徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。</p> <p>四 その他特に分担金の徴収を猶予する必要があると認められるとき。</p> <p>【基準】 根拠条文及び聖籠町公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例施行規程第7条第2項の規定による。 (徴収猶予) 第七条</p> <p>2 管理者は、前項の規定による申請があったときは、別表の公共下水道区域外流入分担金徴収猶予基準に基づき審査決定し、その結果を当該受益者に通知するものとする。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成22年4月1日	最終変更年月日	年 月 日